

対象者：住宅の所有者・管理組合等

既存住宅の省エネ診断・

設計・改修に

補助金が出ます！

詳細はこちらを
ご覧ください

窓・ドアや躯体の断熱化を図り、併せて高効率な照明・給湯設備等を備えた住宅とすることは、省エネルギー性能の向上や光熱費の削減に加え、健康にも良く快適性も向上します。個別の住宅のリフォームやマンションの大規模修繕等の際に、本補助金を是非御活用ください。

補助率・上限額

区分		補助率	上限額
省エネ診断		2/3	設定なし
省エネ設計		2/3	設定なし
省エネ改修 (全体改修又は 部分改修※1)	戸建住宅	23%	■省エネ基準相当：766,000円/戸 ■ZEH水準相当：1,025,000円/戸
	共同住宅等※2	23%	■省エネ基準相当：3,800円/㎡* ■ZEH水準相当：5,000円/㎡* ※部分改修の場合は、上限額の算定の基礎となる面積は改修に係る部屋の床面積に限る。
	マンション※3	1/3	■省エネ基準相当：5,600円/㎡* ■ZEH水準相当：7,400円/㎡* ※部分改修の場合は、上限額の算定の基礎となる面積は改修に係る部屋の床面積に限る。

※1 全体改修又は部分改修については、裏面「主な補助要件」参照。

なお、部分改修のZEH水準相当への補助は令和4年11月現在、調整中であるため、最新情報についてHPを御確認ください。

※2 共同住宅及び長屋 ※3 共同住宅のうち、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの。

お申込みやお問合わせはこちら

申請書類等の提出先及び事前相談の
お問合わせ先

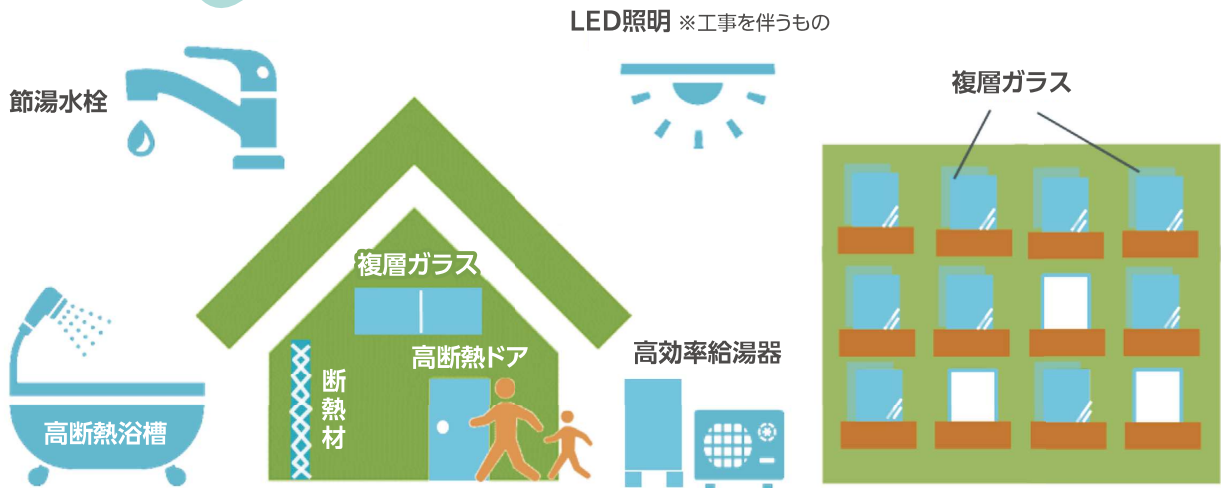
公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター
〒160-8353 東京都新宿区西新宿7-7-30
小田急西新宿 O-PLACE 保険住宅部建築性能課
3階7番カウンター
メール：shoene-hojyo1@tokyo-machidukuri.jp
電話：03-5989-1938

本事業の制度に関する
お問合わせ先

東京都住宅政策本部 民間住宅部
計画課 脱炭素化施策推進担当
〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都庁第2本庁舎 13階中央
メール：S1090501@section.metro.tokyo.jp
電話：03-5320-5459

▼ 詳細は東京都住宅政策本部HPをご覧ください ▼

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/shouene.html



申請期間

令和4年7月19日～
令和5年1月20日



※完了実績報告書は令和5年3月15日(必着)までに御提出ください。

※工事等契約は交付決定通知後に行ってください。

※改修工事が複数年度にわたる場合は、初年度の補助申請時に複数年度分の計画の申請が必要です。

主な補助要件

✓ 全体改修

省エネ改修後の住宅が省エネ基準
又はZEH水準に相当すること

✓ 部分改修

仕様基準*を満たすように改修する
工事であって、複数の開口部の改修
を含むこと

※住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する
基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28
年国土交通省告示第266号)の「1 外壁、窓等を通しての
熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様

✓ 改修後に耐震性が確保 されること

補助対象者



■ 住宅の所有者
(共同住宅における区分所有者を含む。)

■ 共同住宅の管理組合

※補助対象者は、事業を実施する設計者、販売事業者又は改修の
工事施工者に、手続の代理を委任することができます。

留意事項

- 予算に達した時点で申込みの受付を終了します。
- 省エネ診断・設計は、改修補助を受ける際の必須要件ではありません。
- 省エネ改修の場合、設備の効率化工事に係る補助金額は、窓・ドアや躯体の断熱化工事に係る補助金額以下となる必要があります。
- 部分改修(ZEH水準に相当する場合)への補助については、確定次第、別途HPIにてお知らせいたします。
- 対象経費について、本補助金以外に都若しくは国から交付される補助金又は区市町村から交付される補助金等(原資に都費・国費を含むものに限る。)を受けることはできません。